

鳥取縣公報

鳥取縣地方労働委員會

◇鳥取縣地方労働委員會公示第一號

米子市加茂町一丁目(株)米子博愛病院の労働爭議に關し
その従業員組合執行委員長清原泰彬より調停申請があつた
が爭議概要左の通である。

昭和二十一年十一月十八日

鳥取縣地方労働委員會委員長 君野 順 三

記

一、爭議調停受理月日 昭和二十一年十一月九日

一、労働關係調整法第三十七條の期間満了により爭議行
爲の發生することとなるべき期日

昭和二十一年十二月八日

一、爭議の要点

米子博愛病院従業員組合は(一)九月二十八日社長に

昭和二十一年十一月十八日

外 月 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5刊

對し十月五日迄の期限付で基本給料増額其の他に關し、
(一)十月二十四日労働協約締結を夫々會社側へ要求
したが、之に對し(一)については社長は十月五日研
究不足の故を以て十一月五日迄一ヶ月間回答延期の旨
を申入れ更に二日延期して十一月七日要求の(一)、
(二)を併せて回答したが其の要求を巡る双方の主張
要点左の通り

要求(一) ①基本給料増額 従業員現在五十三人に
對する月支給額一、八〇〇圓を十五割増額するこ
とと(組合側は八、九、十月の實收入より年算を算
定す。會社側、右の月は收入多い月だから十二、一、
二、三月をも考へて七割増額に止めたい) ②何家族手
當一人二十圓を百圓に引上げること(會社側は一度
は拒否したが後に七十圓迄に讓歩し①に含めて考へ

る) (ハ)交通費の半額病院負擔のこと(會社側、採用の立前から遠距離通勤は認めてゐないから考慮しない) (ニ)風呂を一週間三回湧かすこと(會社側、二回とする) (ホ)電気消毒器を購入すること(會社側、目下注文中である)

要求(二) 労働協約の締結、之について會社側は(ハ)の項目のみ異議ないが他は考慮したいとのことであるがその内容の要点左の通り

- (イ)従業員の採用、解雇、異動は組合の承認を経ること、
- (ロ)従業員に對し經營参加を認め經營協議會を設けること、
- (ハ)退職金の支給は組合と協議すること、
- (ニ)組合の承認無くして病院を閉鎖しないこと

昭和二十一年十一月十八日印刷
昭和二十一年十一月十八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町